

税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例

平成27年 2月20日条例第45号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第231条の3第2項の規定による延滞金及び法第228条第3項の規定による過料の徴収に関しては、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(延滞金)

第2条 法第231条の3第1項の大阪市・八尾市・松原市環境施設組合(以下「組合」という。)の歳入(以下「税外歳入」という。)の督促を受けた者が、督促状の指定期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該指定期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じ、納付すべき金額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 納付すべき金額が2,000円未満であるとき
- (2) 納付すべき金額が既に組合に納付している保証金(敷金その他保証金に準ずるものを含む。)の額に満たないとき
- (3) 延滞金の額が1,000円未満であるとき

(延滞金の減免)

第3条 災害その他特別の事由により管理者が必要と認めるときは、前条の延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(過料)

第4条 詐偽その他不正の行為により、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。

(施行の細目)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第 2 条に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とする。